

令和4年1月13日

県民行動指針 Ver.33

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染防止のため、以下のことをおねがいたします。

福井県知事 杉本 達治

【県民のみなさまへ】

1 「マスクをする」など基本的な習慣を

- マスクをしましょう（外で人が近くにいないときはしなくてよい）。
とくに、食事中でも、人と話すときには、必ずマスクをするようにしましょう。
- 人との間をとりましょう（できるだけ2m、少なくとも1m）。
- 外から帰ったあとや食事の前には、手洗いをしましょう。
また、「目」、「鼻の穴」、「口」はさわらないようにしましょう。
- 何回も空気の入れかえをしましょう。（1時間に2回以上、1回につき数分の間、窓を全部開ける）。
- 感染拡大地域に行ったり来たりすることは、よく考えて判断してください。
※直近1週間間の新規感染者数が人口10万人あたり15人以上の地域（県HPで毎日更新）
- 他の県に行ったり来たりするときには、人の多いところには行かず、基本的な感染防止対策をしっかりとしましょう。福井県に帰ってきたあとは、体調が悪くならないかどうか注意してください。

2 感染するリスク（危険）を低くして

- 「空気の入れかえができないせまいところ」、「たくさんの人が集まるところ」、「すぐ近くで話すところ」には、近づかないようにしましょう。
- 会食（みんなで食事をすること）するときは、「会食のときにマ

スクをつける」をしっかりとしましょう。「会食のときにマスクをつける」ことができない場合は、みんなで食事をするのはやめましょう。

- 食事でお店を使うときは、「ふくい安全・安心認証店」を使ってください。食事ではなくてお店を使うときには「感染防止徹底宣言」ステッカーがはってあることを確かめ、ステッカーがない場合は使わないようにしましょう。
- 接触確認アプリ（COCOA）を使いましょう。
もし、「接触確認アプリ」からのお知らせがあったときには、受診・相談センター（0776-20-0795）に相談しましょう。

3 体調が悪いときは

- 体温をはかるなど体の具合に注意し、具合が悪いときは、むりをしで出かけないように、仕事に行かないようにしましょう。
- 熱が出たときには、かかりつけの医者や近くの病院に電話で相談しましょう。かかりつけの医者がいない場合やどこに相談していいか迷うときには、受診・相談センター（0776-20-0795）に電話で相談しましょう。
- 体調がよくない同居家族がいる場合には、部屋や食事などの生活空間を分け、家の中でもマスクをしましょう。

【事業者等のみなさまへ】

4 安心できる職場やお店に

- 感染拡大予防ガイドラインを守り、「感染防止徹底宣言」ステッカーをはりましょう。
- 感染が出た場合に備え、利用した人の連絡先などを記録しましょう。
もし、お店でコロナウイルスにかかる人が出たときには、PCR検査や施設の名前をみんなに伝えること、お店に来た人の名簿を出すなど保健所の調査に協力してください。
- 喫煙所や更衣室、社員食堂など、職場内において三つの密をつく

らないようにしましょう。

- 職場内において、昼ご飯を食べるとき、休けいのときにも、マスクをするよう、改めてしっかりとしましょう。
- 在宅勤務(テレワーク)やシフト制導入や出張はオンラインにするなど、働き方を見直しましょう。
- 体調がよくない人が、気がねなく休むことができる職場の雰囲気をつくりましょう。
- 飲食(食べたり、飲んだりすること)での「会食のときにマスクをつける」を進めるため、お店を使う人に「会食のときにマスクをつける」をしっかりとってもらうよう、呼びかけましょう。

【県民・事業者等のみなさまへ】

5 悪口をいったり差別をしたりしない

- 感染者・濃厚接触者や病院で働く人ならびにその家族や関係者などに対して、悪口を言ったり、差別をすることは絶対にしないようにしましょう。
- 新型コロナワクチンについて、周りの人に接種しないといけないと言ったり、接種していない人を差別することがないようにおねがいます。

参考

【福井県ホームページ】全国の感染状況、「まん延防止等重点措置」を行っている地域

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobouseisyuu/corona_ver2_2.html
【内閣府ホームページ】感染リスクが高まる「5つの場面」など

<https://corona.go.jp/proposal/>